委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	香川県	
3. 市区町村名	さぬき市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	37-1-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/information/social_security_tax_number_syst	

執行機関名 さぬき市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の8の項・特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	さぬき市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成17年教育委員会告示第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別支援学級に就学する児童生徒又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためその負担能力に応じ必要な援助を行うことにより、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		さぬき市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成17年教育委員会告示第2号)